

特別養護老人ホーム河辺荘、河辺荘短期入所生活介護事業所 重要事項

R7.7.1 更新

1. 事業者について

設置者の名称 社会福祉法人河辺ふくし会
運営者の名称 社会福祉法人河辺ふくし会
運営者代表名 理事長 高橋 隆幸
所在地 秋田県秋田市河辺大張野字水口沢 2 1 6 番地
電話番号 0 1 8—8 8 2—3 5 1 6

○事業所の名称

特別養護老人ホーム河辺荘（介護老人福祉施設）
定員 5 0 名
介護保険事業者指定番号 0 5 7 2 4 5 0 3 9 3
代表者名 施設長 伊藤 守
電話番号 0 1 8—8 8 2—3 5 1 6
FAX 番号 0 1 8—8 8 2—4 5 4 4

河辺荘短期入所生活介護事業所（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）

定員 1 0 名
介護保険事業者指定番号 0 5 7 2 4 0 5 5 9 5
代表者名 管理者 伊藤 守
電話番号 0 1 8—8 8 2—3 5 1 6
FAX 番号 0 1 8—8 8 2—4 5 4 4

2. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的 社会福祉法人河辺ふくし会（以下「本法人」という）が経営する特別養護老人ホーム河辺荘（以下「施設」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の職員が、介護保険法の理念に基づき、要介護状態にある高齢者等（以下「利用者」という）に対し、適正な施設生活を提供することを目的とする。

運営の方針 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とし、かつ利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って施設サービスを提供するよう努め、明るく家庭的雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村をはじめとする各関係機関と綿密な連携に努める。

3. 施設の概要

- ・敷地 6, 2 4 5 m²
- ・建物構造 鉄筋コンクリート造平屋建（耐火建築）
- ・延べ床面積 1, 4 7 7 m²
- ・利用定員 5 0 名 ・短期入所生活介護定員 1 0 名
- ・居室定員 4 名

・主な施設設備（短期入所生活介護と共用）

- | | | | |
|----------|--------|--------|-------------|
| 1. 玄関ホール | 2. 事務室 | 3. 医務室 | 4. 静養室 |
| 5. 介護材料室 | 6. 洗濯室 | 7. 浴室 | 8. 食堂・機能訓練室 |

9. 面接室 10. 調理室 11. トイレ 12. 洗面所
13. 介護職員室 14. 居室

4. サービスの概要

別紙「施設・短期サービス内容説明書」記載のとおり。

5. 職員体制

以下は施設入所定員50名と短期入所定員10名を含む体制です。

(職 種)	(員数)	(保 有 資 格)
施設長	1名	社会福祉主事、介護福祉士、介護支援専門員
嘱託医師	1名	医師免許
生活相談員 (介護支援専門員兼務)	2名	社会福祉士、社会福祉主事、介護支援専門員 介護福祉士
介護職員	25名	介護福祉士、実務者研修、初任者研修等
看護職員	4名	看護師
栄養士又は管理栄養士	1名	管理栄養士
機能訓練指導員	1名	看護師(看護職員兼務)
介護支援専門員	2名	介護支援専門員(生活相談員兼務)
事務員	2名	
調理員	外部委託	
用務員	1名	
宿直職員	3名	
洗濯担当	2名	

6. 勤務体制

(職 種)	(勤 務 時 間 帯)			
施設長	9時～18時			
嘱託医師	13時～13時30分			
生活相談員	9時～18時			
介護職員	日勤	9時～18時	夜勤	17時～9時半 2名
	は番	6時半～15時半 1名	お番	11時～20時 1名
	早番	6時半～15時半 1名		
看護職員	日勤	9時～18時	早番	8時～17時
栄養士又は管理栄養士	9時～18時			
機能訓練指導員	9時～18時			
介護支援専門員(兼務)	9時～18時			
事務員	9時～18時			
調理員	外部委託			
用務員	9時～18時			
宿直職員	18時～9時 1名			
洗濯担当	9時～13時、13時半～18時			

※ 看護職員・相談員・用務員は夜間自宅待機体制をとり、緊急時に勤務します。

※ 当施設の介護職員は、痰の吸引や経管栄養への対応等の医療的ケアに関する研修を終了し、事業所としても秋田県に登録済みです。

7. 営業日及び営業時間 年中無休。

8. 通常の送迎の実施地域

○河辺荘短期入所生活介護事業所 秋田市全域とする。

9. 利用料 別紙料金表による。

10. 個人情報の取り扱い（守秘義務）について

施設、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護を通じて知り得た利用者、ご家族に関する情報は、より良いサービス提供のため、サービス担当者間の情報共有以外の目的で第三者に漏洩することは決していたしません。また、情報提供にあたり、利用者、ご家族にあらかじめ文書により同意を得ます。

なお、守秘義務については契約終了後あるいは職員が退職後も同様です。

11. 協力医療機関

1) 医療機関の名称 秋田赤十字病院
院長名 小棚木 均
所在地 秋田市上北手猿田字苗代沢 2 2 2-1
電話番号 0 1 8-8 2 9-5 0 0 0
診療科 内科、外科、その他
救急指定の有無 あり

2) 医療機関の名称 御野場病院
院長名 石黒英明
所在地 秋田市御野場二丁目 1 4-1
電話番号 0 1 8-8 3 9-6 1 4 1
診療科 内科、脳神経内科、その他
救急指定の有無 なし

3) 医療機関の名称 石塚歯科医院
院長名 石塚永幸
所在地 秋田市河辺和田字上中野 4 0 1-6
電話番号 0 1 8-8 8 2-3 8 0 8
診療科 歯科

12. 非常災害時の対策

非常時の対応 別途定める「特別養護老人ホーム河辺荘消防計画」にのっとり対応を行います。

非常通報の体制 非常通報装置により所轄消防署への通報及び施設職員への連絡体制を確保しています。

近隣との協力関係 神内・鶴巻町内会（秋田市消防団河辺第1分団第4部）と非常時の応援を約束しています。

平常時の訓練等 別途定める「特別養護老人ホーム河辺荘消防計画」にのっとり年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。

防災設備（短期入所生活介護と共通）

消火器、スプリンクラー、屋内散水栓、自動火災報知器、非常通報装置誘導灯、ガス漏れ報知器

消防計画等 (カーテン、布団等は防煙性能のあるものを使用しております。)
毎年消防署へ届出
防火管理者 熊谷正和

13. 業務継続計画に関する事項

当施設は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、別途定めるBCP（事業継続計画）により、大規模な災害や感染症が発生した場合でも出来る限り事業が継続できる様に尽力していきます。

14. 事故発生時の対応

事故防止・緊急対応マニュアルにもとづき対応します。
詳細は別紙「事故防止・緊急対応マニュアル抜粋」記載のとおり。

15. 加入している損害賠償責任保険

保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
代理店名 株式会社ミナミ保険 (TEL) 018-825-5111
賠償責任事故の概略 業務遂行中の事故、業務の結果や提供した飲食物に起因する事故、施設所有・使用・管理に起因する事故

16. 高齢者虐待防止について

当施設では、別途定める「高齢者虐待防止に関する指針」に基づき、全職員を挙げて虐待の防止に取り組みます。

17. 緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続きについて

当施設では、別途定める「身体拘束の適正化のための指針」に基づき、原則として身体拘束は行いません。但し、生命・身体の保護の目的で、緊急やむを得ない場合は指針に沿った手順で行います。

18. 苦情処理

「苦情申出窓口」を設けて対応しております。詳細は別紙「苦情申出窓口」についての記載のとおり。

19. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

通帳の管理 本人の通帳は原則として預かりませんので、支払いや小遣いについては毎月施設に持参してください。

健康の状態報告 身体具合が悪い場合等については随時連絡いたします。

入院した場合 (長期入所者) 3ヶ月までは再入所できます。
ご家族の希望があれば紙オムツの手配をいたします。
入院中の空ベットを短期入所生活介護事業のために使用させていただく場合があります。その場合は必ず確認の連絡を致します。

来訪・面会 面会時間は午前 8.00 ～午後 8.00 を原則とし、その都度職員に届出てください。

感染症への対応 感染症予防のため、施設入り口での手洗いをお願いします。
インフルエンザ、ノロウイルスによる感染症等の発生により、感染の拡大防止のため来訪・面会を制限させていただく場合があります。
詳しくは入り口に掲示いたします。

外出・外泊 外泊、外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申出てください。

居室・設備・器具の利用 施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。
これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくこ

	とがございます。
喫煙	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入所者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

その他不明な点がございましたら遠慮なくお申し出ください。

※ 運営規程、入所（利用）契約書、重要事項説明書等の詳細については、「情報公開資料綴」をご閲覧ください。

施設・短期サービス内容説明書

1. 介護保険給付サービス

食事

- ・管理栄養士による栄養管理を行い、ご利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。
ただし、食費は給付対象外です。
- ・食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるように配慮します。
食事時間 朝食 7時半～、昼食 11時45分～、夕食 18時～

排泄

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。

入浴

- ・週2回の入浴または清拭を行います。
- ・寝たきり等で座位のとれない方は機械を用いての入浴も可能です。

着替え等

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・シーツ交換は週1回実施します。

機能訓練

- ・機能訓練指導員による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、生活機能の維持改善に努めます。

健康管理

- ・嘱託医師により、週1回診察日を設けて健康管理に努めます。(施設)
- ・緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。
- ・当施設の嘱託医師
鈴木和夫～診療科 内科、所属病院 鈴木内科医院、診察日 毎週木曜日
- ・診療時間 午後1時～午後1時30分

相談援助

- ・当施設は、利用者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。(相談窓口)生活相談員

送迎

- ・身体状況等一定の基準に該当する方で、ご自分で来所が困難な方は、リフト付きの送迎車で入退所の送迎を行います。

2. 介護保険給付外サービス

食事の提供

- ・管理栄養士が身体状況に配慮した献立を立てます。それに加えて、季節感を取り入れ、皆様に楽しんでいただける食事を提供します。

理美容サービス

- ・毎月1回第2月曜、河辺理容組合の出張による理髪サービスをご利用いただけます。
(料金は実費です。現在1回2,000円)

私物の洗濯

- ・私物は、希望に応じます。施設内で洗濯可能なものは無料です。